

生活道路における

最高速度30キロ規制と交通安全対策の実施

平成18年9月に発生した保育園児死傷事故を受け、市では、主に歩行者や自転車が日常利用する生活道路の交通事故防止対策を検討してきました。この度、川口警察署管内で、生活道路の交通安全対策を実施することになりました。

川口警察署では、下図の芝区域と西川口区域およびそのほかの生活道路76路線において、最高速度30キロの速度規制を実施します。

また、芝区域の4路線では、自転車の安全な走行空間を確保するため、自転車専用通行帯を新設します。これは、車道の両側端に幅1.5mほどの自転車の走る専用のレーン(車線)を設けるもので、通常の白線に併せて青色の線、自転車のマーク、自転車専用の文字などで表示される部分です。

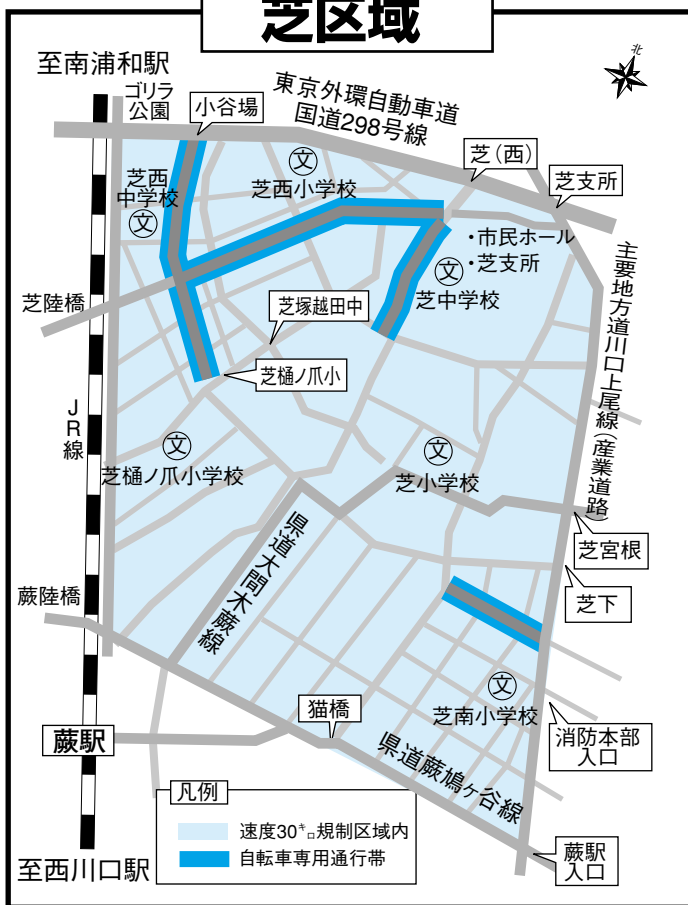
自転車のかたは歩道のほか、進行方向に向かって「左側の専用レーン」も走ることができます。

この交通規制開始は、標識や標示が設置された時からとなります。

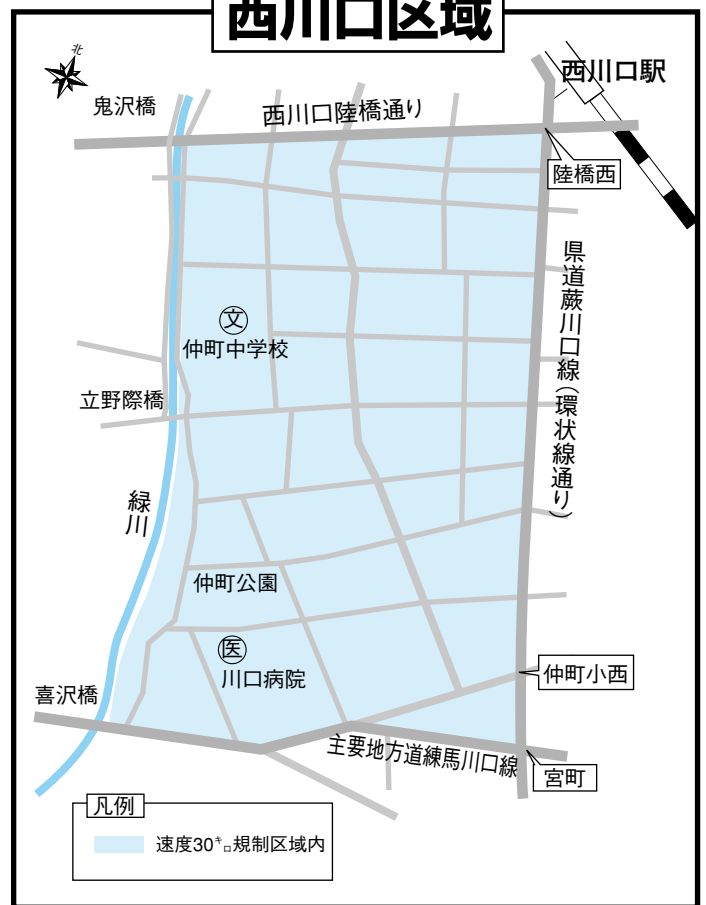
ドライバーのかたは最高速度制限を守ってゆっくり走ってください。

市では、川口警察署が実施する速度規制に併せ、歩行者や自転車がより安全に通行することができるような道路表示などの交通安全対策を実施します。

芝区域



西川口区域



問い合わせ…川口警察署交通課
交通安全対策課

☎048-253-0110 内425
☎048-258-1110 内2626

内425
内2626 FAX 048-254-3471